



平成24年（行フ）第4号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

大阪高等裁判所平成24年（行ス）第28号仮の差止めの申立て却下決定に対する抗告について、同裁判所が平成24年7月3日にした決定に対し、抗告人らから抗告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

1 本件申立ては、本件の本案事件（大阪地方裁判所平成24年（行ウ）第51号事件）において差止めの訴えの対象とされていた各行為につき、仮の差止めを求めるものである。抗告人らは、申立ての趣旨変更申立書において、本件申立てを上記各行為の効力の停止を求める申立てに変更する旨の記載をしているが、許可抗告は、不服を申し立てることができない決定又は命令に対して、その裁判に係る法令の解釈に関する重要な事項についての当審の判断を求めるために特に認められた抗告であるから、その抗告審である当審においてこのような申立ての変更をすることはできない（最高裁平成22年（行ト）第64号、同年（行フ）第5号同年11月25日第一小法廷決定・公刊物未登載）。したがって、本件抗告については、本件申立てを却下した原々決定に対する抗告を棄却した原決定についての不服を申し立

てるものとして判断をすべきである。

2 本件記録によれば、本件の本案事件であった差止めの訴えは、既に上記裁判所において取消訴訟への訴えの交換的変更がされ、同裁判所に係属していないことが明らかである。したがって、同裁判所のした仮の差止めの申立て却下決定に対する抗告を棄却した原決定について、もはや抗告の利益はないというべきであり、本件抗告は、論旨について判断するまでもなく、却下を免れない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成24年10月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小 貫 芳 信

裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 千 葉 勝 美

これは正本である。

平成24年10月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史

